



条 例 改 正 新 旧 対 照 表

令和 8 年 9 月 3 日

丹 波 篠 山 市

目 次

議案第 6 7 号	丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 6 8 号	丹波篠山市職員等の旅費に関する条例	
	丹波篠山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（附則第 6 項関係）	3
	丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（附則第 7 項関係）	4
	丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第 8 項関係）	5
	丹波篠山市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第 9 項関係）	6
	丹波篠山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正（附則第 1 0 項関係）	7
	丹波篠山市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正（附則第 1 1 項関係）	8
	丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（附則第 1 2 項関係）	1 0
	丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第 1 3 項関係）	1 1
議案第 6 9 号	丹波篠山市税条例の一部を改正する条例	1 2
議案第 7 0 号	丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	2 3
議案第 7 1 号	丹波篠山市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	2 4
議案第 7 2 号	丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例	2 5
議案第 7 3 号	丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例	2 6
議案第 7 4 号	丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例	2 7
議案第 7 5 号	丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 9
議案第 7 6 号	丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 0
議案第 7 7 号	丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5 0
議案第 7 8 号	丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例	5 8
議案第 7 9 号	丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	6 2

丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(不均一課税の適用範囲) 第2条 法第5条第18項(法第7条第2項の規定において準用する場合も含む。)の規定による法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されているものに限る。)の公示の日(平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から<u>令和8年3月31日</u>までの期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する事業者であって、当該認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取消しをされた日の前日まで)の間に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げるもの又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)について、当該減価償却資産である建物又は構築物及び機械装置並びに当該建物又は構築物の敷地である土地(公示日以降に取得したものに限	(不均一課税の適用範囲) 第2条 法第5条第18項(法第7条第2項の規定において準用する場合も含む。)の規定による法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されているものに限る。)の公示の日(平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から<u>令和10年3月31日</u>までの期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する事業者であって、当該認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取消しをされた日の前日まで)の間に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げるもの又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)について、当該減価償却資産である建物又は構築物及び機械装置並びに当該建物又は構築物の敷地である土地(公示日以降に取得したものに限

り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分について適用する。

り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分について適用する。

丹波篠山市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（附則第6項関係）

現行	改正案
（関係者に対する費用弁償） 第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（平成11年篠山市条例第55号）</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。	（関係者に対する費用弁償） 第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（令和8年丹波篠山市条例第 号）</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（附則第7項関係）

現行	改正案								
（費用弁償） 第3条 （略） <u>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。</u> <u>3 旅費の額は、鉄道賃、船賃及び航空賃については一般職の旅費相当額とし、車賃及び宿泊料については別表に定める額とする。</u> 第4条 旅費の支給については、この条例で定めるもののほか、<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(平成11年篠山市条例第55号)</u>の規定を準用する。 <u>別表（第3条関係）</u> <table><tr><th rowspan="2"><u>車賃</u> <u>（1kmにつき）</u></th><th colspan="2"><u>宿泊料（1夜につき）</u></th></tr><tr><th><u>甲地方</u></th><th><u>乙地方</u></th></tr><tr><td><u>40円</u></td><td><u>13,100円</u></td><td><u>11,800円</u></td></tr></table> <u>備考</u> <u>宿泊料の欄中甲地方とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号に規定する甲地方をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</u>	<u>車賃</u> <u>（1kmにつき）</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>		<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>	<u>40円</u>	<u>13,100円</u>	<u>11,800円</u>	（費用弁償） 第3条 （略） （削除） （削除） 第4条 旅費の支給については、この条例で定めるもののほか、<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(令和8年丹波篠山市条例第 号)</u>の規定を準用する。 （削除）
<u>車賃</u> <u>（1kmにつき）</u>		<u>宿泊料（1夜につき）</u>							
	<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>							
<u>40円</u>	<u>13,100円</u>	<u>11,800円</u>							

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第 8 項関係）

現行	改正案
<u>（費用弁償）</u> <u>第 5 条 費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料並びに日当とし、その額は、次の各号に規定する額とする。</u> <u>（1）鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料 丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（平成 1 1 年篠山市条例第 5 5 号）に規定する額</u> <u>（2）日当 市外の旅行について、1 日につき 2, 2 0 0 円</u>	<u>（費用弁償）</u> <u>第 5 条 非常勤の職員が職務のため旅行した時は、費用弁償として旅費を支給し、旅費については、丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（令和 8 年丹波篠山市条例第 号）の規定を準用する。</u>

丹波篠山市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第9項関係）

現行	改正案
（<u>旅費の種類</u>、額及びその支給方法） 第5条 <u>旅費の種類</u>及び額については、<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（平成11年篠山市条例第55号）</u>の規定を準用する。	（<u>旅費の種目</u>、額及びその支給方法） 第5条 <u>旅費の種目</u>及び額については、<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（令和8年丹波篠山市条例第 号）</u>の規定を準用する。

丹波篠山市証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表（附則第 10 項関係）

現行	改正案
（実費弁償） 第 2 条 （略） 第 3 条 旅費は、<u>鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は、</u>丹波篠山市職員の給与に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 53 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける<u>職員の旅費相当額とする。</u>ただし、日当については、2,500 円とする。	（実費弁償） 第 2 条 （略） 第 3 条 旅費は、丹波篠山市職員の給与に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 53 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける<u>職員の例による。</u>ただし、日当については、2,500 円とする。

丹波篠山市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（附則第 1 1 項関係）

現行	改正案																		
(給料) 第 3 条 特別職の職員の給料月額は、<u>別表第 1</u> のとおりとする。 <u>(旅費)</u> 第 6 条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 宿泊料及び食事料とする。 2 前項の旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、 一般職の職員の旅費相当額とし、宿泊料及び食事料については、<u>別表第 2</u> に定める額とする。 <u>別表第 1</u> (第 3 条関係) (略) <u>別表第 2</u> (第 6 条関係)	(給料) 第 3 条 特別職の職員の給料月額は、<u>別表</u> のとおりとする。 <u>(旅費)</u> 第 6 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給し、 旅費については、<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（令和 8 年丹波篠山市条例第 号）の規定を準用する。</u> <u>別表</u> (第 3 条関係) (略) (削除)																		
<table><tr><th rowspan="2">職名</th><th colspan="2"><u>宿泊料（1 夜につき）</u></th><th rowspan="2"><u>食事料 （1 夜につき）</u></th></tr><tr><th><u>甲地方</u></th><th><u>乙地方</u></th></tr><tr><td><u>市長</u></td><td><u>1 3, 1 0 0 円</u></td><td><u>1 1, 8 0 0 円</u></td><td><u>2, 6 0 0 円</u></td></tr><tr><td><u>副市長</u></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>教育長</u></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <u>備考</u> <u>宿泊料の欄中甲地方とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）第 1 1 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する甲地</u>	職名	<u>宿泊料（1 夜につき）</u>		<u>食事料 （1 夜につき）</u>	<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>	<u>市長</u>	<u>1 3, 1 0 0 円</u>	<u>1 1, 8 0 0 円</u>	<u>2, 6 0 0 円</u>	<u>副市長</u>				<u>教育長</u>				
職名		<u>宿泊料（1 夜につき）</u>			<u>食事料 （1 夜につき）</u>														
	<u>甲地方</u>	<u>乙地方</u>																	
<u>市長</u>	<u>1 3, 1 0 0 円</u>	<u>1 1, 8 0 0 円</u>	<u>2, 6 0 0 円</u>																
<u>副市長</u>																			
<u>教育長</u>																			

方をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊
しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（附則第 1 2 項関係）

現行	改正案
（旅費） 第 1 0 条 旅費は、<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（平成 1 1 年篠山市条例第 5 5 号）</u>の適用を受ける職員の例による。	（旅費） 第 1 0 条 旅費は、<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（令和 8 年丹波篠山市条例第 号）</u>の適用を受ける職員の例による。

丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第 13 項関係）

現行	改正案
（旅費及び費用弁償） 第 29 条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 55 号）</u>の定めるところにより、旅費を支給する。 2・3 （略）	（旅費及び費用弁償） 第 29 条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、<u>丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（令和 8 年丹波篠山市条例第 号）</u>の定めるところにより、旅費を支給する。 2・3 （略）

丹波篠山市税条例新旧対照表

現行	改正案
(寄付金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控	(寄付金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控

除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項

（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲

除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲

げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地にお

げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の

いて同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係るに所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」と

と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7

あるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受

第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する

けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する

市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわ

らず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第

	<u>1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 1 9 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 1 9 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
--	---

丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(課税免除) 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)・(2) (略) 2 (略)	(課税免除) 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)・(2) (略) 2 (略)

丹波篠山市認可地縁団体印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
(登録者の資格等) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) (略) 2 (略) (代理人の申請) 第11条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第9条の申請を地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>の代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。	(登録者の資格等) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) (略) 2 (略) (代理人の申請) 第11条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第9条の申請を地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>の代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
丹波篠山市立東雲コミュニティセンタ ー	丹波篠山市小田中220番 地2	丹波篠山市立東雲コミュニティセンタ ー	丹波篠山市小田中220番 地2
		<u>丹波篠山市立西紀南コミュニティセン ター</u>	<u>丹波篠山市黒田471番地</u> <u>3</u>

丹波篠山市景観条例新旧対照表

現行	改正案
(適用除外行為) 第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(5) (略) (6) 第10条各号に規定する行為で、当該行為に係る面積が500平方メートル未満のもの (<u>景観整備機構</u>の指定等の手続) 第27条 市長は、法第92条第1項の規定により<u>景観整備機構</u>を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 2 前項の規定は、法第95条第3項の規定による<u>景観整備機構</u>の指定の取消しについて準用する。	(適用除外行為) 第13条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(5) (略) (6) 第10条各号に規定する行為で、当該行為に係る面積が500平方メートル<u>(木竹の伐採のうち伐採後に森林として再生される皆伐にあつては、1,000平方メートル)</u> 未満のもの (<u>景観整備推進法人</u>の指定等の手続) 第27条 市長は、法第92条第1項の規定により<u>景観整備推進法人</u>を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 2 前項の規定は、法第95条第3項の規定による<u>景観整備推進法人</u>の指定の取消しについて準用する。

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
区分	利用月	児童1人当たりの利用料（月額）	区分	利用月	児童1人当たりの利用料（月額）
年度を通して 利用する場合	各月	月曜日から金曜日まで利用する場合 6,000円	年度を通して 利用する場合	各月（8月を除く。）	月曜日から金曜日まで利用する場合 7,000円
		月曜日から土曜日まで利用する場合 8,400円			月曜日から土曜日まで利用する場合 9,200円
春季及び夏季 休業日の期間 中のみ利用する 場合	4月、7月、3月	月曜日から金曜日まで利用する場合 2,000円	長期休業期間 中のみ利用する 場合	8月	月曜日から金曜日まで利用する場合 10,000円
		月曜日から土曜日まで利用する場合 2,800円			月曜日から土曜日まで利用する場合 12,300円
	8月	月曜日から金曜日まで利用する場合 6,000円			月曜日から土曜日まで利用する場合 10,000円
		月曜日から土曜日まで利用する場合 8,000円		4月	月曜日から金曜日まで利用する場合 2,800円
					月曜日から土曜日まで利用する場合 3,300円
				7月	月曜日から金曜日まで利用する場合 4,400円
					月曜日から土曜日まで利用する場合 5,000円
				8月	月曜日から金曜日まで利用する場合 10,000円
					月曜日から土曜日まで利用する場合 10,000円

		<u>4 0 0 円</u>
<u>冬季休業日の</u> <u>期間中のみ利</u> <u>用する場合</u>	<u>1 2 月、</u> <u>1 月</u>	<u>1, 4 0 0 円</u>

	<u>2, 3 0 0 円</u>
<u>1 2 月</u>	<u>月曜日から金曜日まで利用する場合 1,</u> <u>6 0 0 円</u> <u>月曜日から土曜日まで利用する場合 2,</u> <u>2 0 0 円</u>
<u>1 月</u>	<u>月曜日から金曜日まで利用する場合 1,</u> <u>1 0 0 円</u> <u>月曜日から土曜日まで利用する場合 1,</u> <u>1 0 0 円</u>
<u>3 月</u>	<u>月曜日から金曜日まで利用する場合 2,</u> <u>8 0 0 円</u> <u>月曜日から土曜日まで利用する場合 3,</u> <u>3 0 0 円</u>

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(虐待等の禁止) 第13条 (略)	(虐待等の禁止) 第13条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（こども性暴力防止法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>をいう。 (7)～(10) (略) (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (12)～(27) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する<u>小規模保育事業</u>（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。 <u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。 (7)～(10) (略) (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 <u>(11)の2 教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する<u>教育認定子ども</u>をいう。 <u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する<u>満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。 <u>(11)の4 保育認定子ども</u> 法第29条第2項に規定する<u>保育認定子ども</u>をいう。 (12)～(27) (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるものに対する副食の提供

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、当該区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）次のa又はbに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども及びその兄弟姉妹が同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

a 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども

b 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもで、満4歳以上のもの

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで、満3歳のもの 負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(虐待等の禁止)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるものに対する副食の提供

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、当該区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）次のa又はbに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども及びその兄弟姉妹が同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

a 教育認定子ども

b 満3歳以上保育認定子どもで、満4歳以上のもの

（イ）満3歳以上保育認定子どもで、満3歳のもの 負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費

には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」とあるのは「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲

には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第 36 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満 3 歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満 3 歳以上保育認定子ども及

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4

び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」

項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内

と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る

保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

利用定員

- (2) 事業所内保育事業者 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規

定未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る両定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市

定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
- (2) （略）
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定す

が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
- (2) （略）
- (3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6

るその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 （略）

7 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) （略）

8 （略）

9 （略）

10 （略）

11 （略）

項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 （略）

7 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) （略）

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 （略）

10 （略）

11 （略）

12 （略）

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなけれ

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなけれ

ばならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、

ばならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるの

「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、そ

は「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項にお

れぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」

いて同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げ

とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

る額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。

この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあ

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

るのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定

3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項<u>(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))</u>にあつては、<u>第1号及び第2号に掲げる事項</u>に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭

(1)～(3) (略)

2～7 (略)

第13条 削除

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) (略)

的保育事業者等については、この限りでない。

(1)～(3) (略)

2～7 (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下この条において「こども性暴力防止法」という。）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（こども性暴力防止法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) (略)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

(職員)

第29条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所に

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

あつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める

者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされるものを除く。）を、前2条の規定がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

丹波篠山市立認定こども園条例新旧対照表（第1条関係）

現行			改正案		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。			第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
丹波篠山市立味間認定こども園	丹波篠山市西吹75番地1	460人	丹波篠山市立味間認定こども園	丹波篠山市西吹75番地1	460人
丹波篠山市立たき認定こども園	丹波篠山市草ノ上109番地1	115人	丹波篠山市立たき認定こども園	丹波篠山市草ノ上109番地1	115人
丹波篠山市立こんだ認定こども園	丹波篠山市今田町今田新田38番地	120人	丹波篠山市立こんだ認定こども園	丹波篠山市今田町今田新田38番地	120人
			<u>丹波篠山市立かやのみ認定こども園</u>	<u>丹波篠山市日置127番地</u>	<u>115人</u>

丹波篠山市立幼稚園設置条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案																																												
（名称及び位置） 第2条 前条の趣旨に基づき設置する幼稚園は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>丹波篠山市立篠山幼稚園</td><td>丹波篠山市北新町5番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立八上幼稚園</td><td>丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立たまみず幼稚園</td><td>丹波篠山市黒岡89番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立岡野幼稚園</td><td>丹波篠山市東浜谷531番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立かやのみ幼稚園</td><td>丹波篠山市日置162番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園</td><td>丹波篠山市黒田186番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立西紀きた幼稚園</td><td>丹波篠山市本郷159番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立大山幼稚園</td><td>丹波篠山市大山新99番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立城南幼稚園</td><td>丹波篠山市小枕140番地2</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立古市幼稚園</td><td>丹波篠山市波賀野新田74番地1</td></tr> </table>	名称	位置	丹波篠山市立篠山幼稚園	丹波篠山市北新町5番地	丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地	丹波篠山市立たまみず幼稚園	丹波篠山市黒岡89番地	丹波篠山市立岡野幼稚園	丹波篠山市東浜谷531番地	丹波篠山市立かやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地	丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地	丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地	丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地	丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2	丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1	（名称及び位置） 第2条 前条の趣旨に基づき設置する幼稚園は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>丹波篠山市立篠山幼稚園</td><td>丹波篠山市北新町5番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立八上幼稚園</td><td>丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立たまみず幼稚園</td><td>丹波篠山市黒岡89番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立岡野幼稚園</td><td>丹波篠山市東浜谷531番地</td></tr> <tr> <td colspan="2">（削除）</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園</td><td>丹波篠山市黒田186番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立西紀きた幼稚園</td><td>丹波篠山市本郷159番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立大山幼稚園</td><td>丹波篠山市大山新99番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立城南幼稚園</td><td>丹波篠山市小枕140番地2</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立古市幼稚園</td><td>丹波篠山市波賀野新田74番地1</td></tr> </table>	名称	位置	丹波篠山市立篠山幼稚園	丹波篠山市北新町5番地	丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地	丹波篠山市立たまみず幼稚園	丹波篠山市黒岡89番地	丹波篠山市立岡野幼稚園	丹波篠山市東浜谷531番地	（削除）		丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地	丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地	丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地	丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2	丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1
名称	位置																																												
丹波篠山市立篠山幼稚園	丹波篠山市北新町5番地																																												
丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地																																												
丹波篠山市立たまみず幼稚園	丹波篠山市黒岡89番地																																												
丹波篠山市立岡野幼稚園	丹波篠山市東浜谷531番地																																												
丹波篠山市立かやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地																																												
丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地																																												
丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地																																												
丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地																																												
丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2																																												
丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1																																												
名称	位置																																												
丹波篠山市立篠山幼稚園	丹波篠山市北新町5番地																																												
丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地																																												
丹波篠山市立たまみず幼稚園	丹波篠山市黒岡89番地																																												
丹波篠山市立岡野幼稚園	丹波篠山市東浜谷531番地																																												
（削除）																																													
丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地																																												
丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地																																												
丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地																																												
丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2																																												
丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1																																												

丹波篠山市保育所条例新旧対照表（第3条関係）

現行			改正案		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
たかしろ保育園	丹波篠山市糯ヶ坪甲108番地1	60人	たかしろ保育園	丹波篠山市糯ヶ坪甲108番地1	60人
城東保育園	丹波篠山市日置445番地1	60人	(削除)		
にしき保育園	丹波篠山市乗竹729番地1	75人	にしき保育園	丹波篠山市乗竹729番地1	75人

丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第４条関係）

現行			改正案		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
名称	位置	通所区域	名称	位置	通所区域
しろたきクラブ	丹波篠山市日置 4 4 5 番地 1	かやのみ幼稚園の通園区域	(削除)		
なつぐりっ子 はうす	丹波篠山市乗竹 7 2 9 番地 1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚園の通園区域	なつぐりっ子 はうす	丹波篠山市乗竹 7 2 9 番地 1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚園の通園区域
きたっこはう す	丹波篠山市本郷 1 5 9 番地	西紀きた幼稚園の通園区域	きたっこはう す	丹波篠山市本郷 1 5 9 番地	西紀きた幼稚園の通園区域
くすのきクラブ	丹波篠山市小枕 9 3 番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通園区域	くすのきクラブ	丹波篠山市小枕 9 3 番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通園区域
どんぐりはう す	丹波篠山市波賀野 新田 7 4 番地 1	古市幼稚園の通園区域	どんぐりはう す	丹波篠山市波賀野 新田 7 4 番地 1	古市幼稚園の通園区域
こどものおし ろ	丹波篠山市北新町 5 番地	篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び 岡野幼稚園の通園区域	こどものおし ろ	丹波篠山市北新町 5 番地	篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び 岡野幼稚園の通園区域

丹波篠山市立幼稚園設置条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案																																										
（名称及び位置） 第2条 前条の趣旨に基づき設置する幼稚園は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>丹波篠山市立篠山幼稚園</u></td><td>丹波篠山市北新町5番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立八上幼稚園</td><td>丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地</td></tr> <tr> <td><u>丹波篠山市立たまみず幼稚園</u></td><td><u>丹波篠山市黒岡89番地</u></td></tr> <tr> <td><u>丹波篠山市立岡野幼稚園</u></td><td><u>丹波篠山市東浜谷531番地</u></td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立かやのみ幼稚園</td><td>丹波篠山市日置162番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園</td><td>丹波篠山市黒田186番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立西紀きた幼稚園</td><td>丹波篠山市本郷159番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立大山幼稚園</td><td>丹波篠山市大山新99番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立城南幼稚園</td><td>丹波篠山市小枕140番地2</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立古市幼稚園</td><td>丹波篠山市波賀野新田74番地1</td></tr> </table>	名称	位置	<u>丹波篠山市立篠山幼稚園</u>	丹波篠山市北新町5番地	丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地	<u>丹波篠山市立たまみず幼稚園</u>	<u>丹波篠山市黒岡89番地</u>	<u>丹波篠山市立岡野幼稚園</u>	<u>丹波篠山市東浜谷531番地</u>	丹波篠山市立かやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地	丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地	丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地	丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地	丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2	丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1	（名称及び位置） 第2条 前条の趣旨に基づき設置する幼稚園は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>丹波篠山市立ささやま幼稚園</u></td><td>丹波篠山市北新町5番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立八上幼稚園</td><td>丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地</td></tr> <tr> <td colspan="2">（削除）</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立かやのみ幼稚園</td><td>丹波篠山市日置162番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園</td><td>丹波篠山市黒田186番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立西紀きた幼稚園</td><td>丹波篠山市本郷159番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立大山幼稚園</td><td>丹波篠山市大山新99番地</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立城南幼稚園</td><td>丹波篠山市小枕140番地2</td></tr> <tr> <td>丹波篠山市立古市幼稚園</td><td>丹波篠山市波賀野新田74番地1</td></tr> </table>	名称	位置	<u>丹波篠山市立ささやま幼稚園</u>	丹波篠山市北新町5番地	丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地	（削除）		丹波篠山市立かやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地	丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地	丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地	丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地	丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2	丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1
名称	位置																																										
<u>丹波篠山市立篠山幼稚園</u>	丹波篠山市北新町5番地																																										
丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地																																										
<u>丹波篠山市立たまみず幼稚園</u>	<u>丹波篠山市黒岡89番地</u>																																										
<u>丹波篠山市立岡野幼稚園</u>	<u>丹波篠山市東浜谷531番地</u>																																										
丹波篠山市立かやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地																																										
丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地																																										
丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地																																										
丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地																																										
丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2																																										
丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1																																										
名称	位置																																										
<u>丹波篠山市立ささやま幼稚園</u>	丹波篠山市北新町5番地																																										
丹波篠山市立八上幼稚園	丹波篠山市糯ヶ坪甲89番地																																										
（削除）																																											
丹波篠山市立かやのみ幼稚園	丹波篠山市日置162番地																																										
丹波篠山市立西紀みなみ幼稚園	丹波篠山市黒田186番地																																										
丹波篠山市立西紀きた幼稚園	丹波篠山市本郷159番地																																										
丹波篠山市立大山幼稚園	丹波篠山市大山新99番地																																										
丹波篠山市立城南幼稚園	丹波篠山市小枕140番地2																																										
丹波篠山市立古市幼稚園	丹波篠山市波賀野新田74番地1																																										

丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	通所区域	名称	位置	通所区域
しろたきクラブ	丹波篠山市日置4 4 5 番地 1	かやのみ幼稚園の通園区域	しろたきクラブ	丹波篠山市日置4 4 5 番地 1	かやのみ幼稚園の通園区域
なつぐりっ子 はうす	丹波篠山市乗竹7 2 9 番地 1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚園の通園区域	なつぐりっ子 はうす	丹波篠山市乗竹7 2 9 番地 1	西紀みなみ幼稚園及び大山幼稚園の通園区域
きたっこはう す	丹波篠山市本郷1 5 9 番地	西紀きた幼稚園の通園区域	きたっこはう す	丹波篠山市本郷1 5 9 番地	西紀きた幼稚園の通園区域
くすのきクラブ	丹波篠山市小枕9 3 番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通園区域	くすのきクラブ	丹波篠山市小枕9 3 番地	八上幼稚園及び城南幼稚園の通園区域
どんぐりはう す	丹波篠山市波賀野 新田7 4 番地 1	古市幼稚園の通園区域	どんぐりはう す	丹波篠山市波賀野 新田7 4 番地 1	古市幼稚園の通園区域
こどものおし ろ	丹波篠山市北新町 5 番地	篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び 岡野幼稚園の通園区域	こどものおし ろ	丹波篠山市北新町 5 番地	ささやま幼稚園の通園区域